

令和6年度第1回熊取町人権擁護審議会

日時：令和6年7月9日（火）

午後2時00分～

場所：熊取町役場北館

3階大会議室

次 第

1. 開会

2. 議 題

案件1. 諮問

案件2. 「第3次熊取町人権行政推進大綱（素案）」及び「第4次熊取町人権行政推進プラン（素案）」について

案件3. 大綱・プランの改訂にかかる今後のスケジュールについて

案件4. 人権相談実績について

案件5. その他

人権擁護審議会委員名簿

令和6年6月28日現在

区分	役職名	氏名	摘要
第1号委員 町議会議員	熊取町議会代表	二見 裕子	議会代表
第2号委員 学識経験者	熊取町自治会連合会会長	西野 洋	自治会団体代表
	熊取町社会福祉協議会会長	前田 美穂子	福祉問題有識者
	熊取町民生委員児童委員協議会会長	明松 博美	福祉問題有識者
	熊取町身体障害者福祉会会長	古田 幸和	障害者問題有識者
	泉佐野地区 熊取町保護司会保護司	重光 信子	福祉問題有識者
	熊取町小・中学校PTA連絡協議会会長	岩男 和馬	教育有識者
	熊取町青少年指導員連絡協議会会長	梅田 康雄	青少年問題有識者
	熊取町人権教育研究協議会会長	溝口 敦司	人権教育有識者
	岸和田人権擁護委員協議会熊取町地区委員会会長	大野 廣介	人権問題有識者
	熊取町人権協会会長	勘六野 朗	人権問題有識者
	大阪体育大学 社会貢献センター教授	辰巳 佳寿恵	福祉問題有識者
第3号委員 行政機関の職員	熊取町副町長	南 和仁	町行政代表
	熊取町教育長	吉田 茂昭	町教育委員会代表

計

14

第3次 熊取町人権行政推進大綱（素案）

2025（令和7）年__月

熊 取 町

目 次

1. 策定の経緯	1
2. 人権問題の現状	1
3. 大綱の性格	3
4. 基本理念	3
5. 基本的方向	4
6. 推進にあたって	5

1. 策定の経緯

熊取町では、1972（昭和 47）年に町内自治会や各種団体の協力を得て、熊取町解放教育推進協議会（後に熊取町人権啓発推進協議会を経て現在は熊取町人権協会）を設置し、町民と行政が一体となり、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題への取り組みが始まりました。特に、1975(昭和 50)年からスタートした人権啓発地域映画会は、地域に根差した草の根活動として大きな成果を上げ、2021（令和 3）年度（コロナ禍による）以降始まった「ふれ愛映画会」、「人権地域映画会」の基礎となっています。

また、1979(昭和 54)年に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、1995(平成 7)年には、「法の下での平等」を定める日本国憲法と世界人権宣言を基本理念として、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする「人権擁護条例」を施行しました。そして、「熊取町新総合計画」に基づく施策を人権尊重の理念のもと全庁的に推進していくため、その指針となる「熊取町人権行政推進大綱」（以下「本大綱」という。）を 1998（平成 10）年に、本大綱を具体化するための「熊取町人権行政推進プラン」（以下「プラン」という。）を 2001（平成 13）年に策定しました。さらに、さまざまな人権課題のために 2003（平成 15）年および 2017（平成 29）年に本大綱の改訂を行ったところです。

2. 人権問題の現状

1948（昭和 23）年、世界人権宣言が採択されて以来、国際社会では、国連を

中心に人権に関する多くの宣言や条約が採択・制定され、国家を越えた人類共通の課題としての人権保障への努力が積み重ねられています。

しかし、一方では依然として世界各地で地域紛争やテロ行為により多くの方が犠牲となっています。国内においても、未だ女性、子ども、高齢者及び障がい者といった社会的弱者といわれる人たちの生命や身体の安全に関わる重大な事件や、偏見からくる不当な差別などの人権侵害が存在しています。

また、わが国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和 40）年に出された同和对策審議会答申において、同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識が明確にされ、その後の取り組みによって、住宅の改善などの物的な問題については一定の改善がされました。

しかし、婚姻時や住宅取得時などに関しては、同和地区に対する忌避意識が未だ存在し、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展にともなって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、2016（平成 28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。

「部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」と明記され、相談体制の充実などを図ることが求められています。

また、国内では他にも女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関わる様々な人権問題が存在しています。国・府においては、これらの問題に直面する人たちの人権を具体的に保障するため、それぞれの問題に対応する個別の法律の整備が進められてきました。

本町においても「男女共同参画推進条例」、「子どもの権利に関する条例」などの必要な条例を施行し、様々な施策に対応してきましたが、社会情勢の変化や多様性により、新たな人権課題への気付きや対応が求められています。

さらに、インターネット上でみられる人権侵害やヘイトスピーチ、性的マイノ

リティを取り巻く問題など、新たな人権課題も顕在化してきました。これらの人権課題に対する教育・啓発活動や相談・支援体制の充実など、より一層の取り組みの強化が求められています。

3. 大綱の性格

本大綱は、本町のまちづくりに関する各種計画と密接な関連を持ったものであり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本町が人権施策を総合的に推進するためのもので、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や大阪府の「人権施策推進基本方針」などと整合性を図るとともに、本町における男女共同参画、子ども、高齢者、障がい者等に関する分野別計画との相互連携を図っています。

本大綱は社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

なお、教育分野における人権教育については、熊取町教育委員会において「熊取町人権教育基本方針」「熊取町人権教育推進プラン」が別途定められています。

4. 基本理念

本町においては、これまで人権の尊重を町政運営の重要な柱としてまちづくりに努めてきており、全ての人の基本的人権が保障された差別のない社会の実現に向けて、人権啓発及び人権教育を積極的に推進してきました。さらに、「人権擁護条例」では、その目的を「人間の尊厳が侵されことなく何人も基本的人

権が真に保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与すること」と規定しています。

このようなことから、本町が進める人権施策は、

町民一人ひとりの参加による 差別のない明るく住みよいまちの実現

を基本理念とします。

5. 基本的方向

本大綱の基本理念の実現のため、町民一人ひとりが、相手を思いやり、お互いの違いを認め合うとともに、誤った認識、偏見及び思い込みをなくし、人権を尊重する意識を高めていく必要があります。

また、部落差別をはじめ、DV（配偶者間暴力）などの家庭内や親しい間柄で起こる暴力や高齢者、子ども及び障がい者などに対する虐待、また、外国人に対する差別など人権侵害の事象は多様かつ深刻です。これらの人権侵害事象に対応するためには、防止・早期発見に努めるとともに、相談体制の充実がますます必要です。

本町においては、熊取町人権協会と連携して人権啓発事業や相談事業などの事業や、それぞれの人権課題に応じて個別に策定された方針・計画などに基づい

てさまざまな施策を実施しており、あらゆる場を通じて町民の一人ひとりの自主的な意識の改革を促す人権啓発や人権教育に取り組み、人権意識の高揚を図ります。

また、人権侵害を受けた、または受けるおそれのある場合には、関係機関との連携を図りながら心理的な援助だけでなく、個別施策の活用などによる相談者の自立や自己実現を支援することができるように相談・支援体制の充実を図ります。

この基本的方向に基づき、複雑・多様化する各分野の具体的な課題と施策の基本方針については「熊取町人権行政推進プラン」で示します。

6. 推進にあたって

(1) 庁内体制の充実

本町における人権施策をさらに充実していくためには、各部局が協力しながら、施策を推進していく必要があります。関係各課と緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

また、人権行政の推進にあたっては、職員は人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、確かな人権感覚を身につける必要があります。そのため、引き続き体系的な人権研修などを実施します。

(2) 国、府及び近隣自治体との連携

人権施策を効果的に推進するためには、国、大阪府及び近隣自治体との連携が必要不可欠です。これら関係機関と連携・協力し、行政区域を越えて発生す

る人権問題や人権課題に適切に対応するとともに、人権施策に関する情報の交換や共有化を図ります。

(3) 町民・関係団体等との連携

協働のまちづくりが求められている中、基本理念の実現のためには、行政だけでなく、町民、町内の各種団体や事業所などの自主的、主体的な活動が必要不可欠です。今後も、複雑・多様化する人権課題を解決するためにも、熊取町人権協会をはじめとする関係団体と連携した取り組みを進めます。

熊取町人權行政推進大綱策定經過

- 1998（平成10）年12月・ ・ ・ ・ 策定
- 2003（平成15）年3月・ ・ ・ ・ 改訂
- 2017（平成29）年5月・ ・ ・ ・ 第2次改訂
- 2025（令和7）年__月・ ・ ・ ・ 第3次改訂

第3次 熊取町人権行政推進大綱にかかる新旧対照表

資料 2

改 正 案	改 正 前	改正概要
1. 策定の経緯	1. 策定の経緯	
熊取町では、1972（昭和 47）年に町内自治会や各種団体の協力を得て、熊取町解放教育推進協議会（後に<u>熊取町人権啓発推進協議会</u>を経て現在は熊取町人権協会）を設置し、町民と行政が一体となり、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題への取り組みが始まりました。特に、1975（昭和 50）年からスタートした<u>人権啓発地域映画会は、地域に根差した草の根活動として大きな成果を上げ、2021（令和 3）年度（コロナ禍による）以降始まった「ふれ愛映画会」、「人権地域映画会」の基礎となっています。</u> また、1979（昭和 54）年に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、1995（平成 7）年には、「法の下での平等」を定める日本国憲法と世界人権宣言を基本理念として、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする「人権擁護条例」を施行しました。そして、<u>「熊取町新総合計画」に基づく施策を人権尊重の理念のもと全庁的に推進して</u>	熊取町では、1972（昭和 47）年に町内自治会や各種団体の協力を得て、熊取町解放教育推進協議会（<u>熊取町人権啓発推進協議会</u>を経て現在は熊取町人権協会）を設置し、町民と行政が一体となり、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題への取り組みが始まりました。特に、1975（昭和 50）年からスタートした<u>人権啓発地域映画会は、地域に根差した草の根活動として大きな成果を上げています。</u> また、1979（昭和 54）年に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、1995（平成 7）年には、「法の下での平等」を定める日本国憲法と世界人権宣言を基本理念として、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする「人権擁護条例」を施行しました。そして、<u>1998（平成 10）年に策定した「熊取町新総合計画」に基づく施策を人権尊重の理</u>	・ 文言修正 ・ 人権啓発地域映画会に加え令和 3 年度から実施した「ふれ愛映画会」を追記 ※地域映画会の実施方法も令和 5 年度から一部変更 ・ 表記方法の修正

いくため、その指針となる「熊取町人権行政推進大綱」（以下「本大綱」という。）を1998（平成10）年に、本大綱を具体化するための「熊取町人権行政推進プラン」（以下「プラン」という。）を2001（平成13）年に策定しました。さらに、さまざまな人権課題のために2003（平成15）年および2017（平成29）年に本大綱の改訂を行ったところです。	念のもと全庁的に推進していくため、その指針となる「熊取町人権行政推進大綱」（以下「本大綱」という。）を同年に、本大綱を具体化するための「熊取町人権行政推進プラン」（以下「プラン」という。）を2001（平成13）年に策定し、2003（平成15）年には、本大綱及びプランの改訂を行ったところです。	・プランの改訂（2017）について追記
2. 人権問題の現状	2. 人権問題の現状	
1948（昭和23）年、世界人権宣言が採択されて以来、国際社会では、国連を中心に人権に関する多くの宣言や条約が採択・制定され、国家を越えた人類共通の課題としての人権保障への努力が積み重ねられています。 しかし、一方では依然として世界各地で地域紛争やテロ行為により多くの方が犠牲となっています。国内においても、未だ女性、子ども、高齢者及び障がい者といった社会的弱者といわれる人たちの生命や身体の安全に関わる重大な事件や、偏見からくる不当な差別などの人権侵害が存在しています。 また、わが国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和40）年に出された同和対策審議会答申において、同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識が明確にされ、その	1948（昭和23）年、世界人権宣言が採択されて以来、国際社会では、国連を中心に人権に関する多くの宣言や条約が採択・制定され、国家を越えた人類共通の課題としての人権保障への努力が積み重ねられています。 しかし、一方では依然として世界各地で地域紛争やテロ行為により多くの方が犠牲となっています。国内においても、未だ女性、子ども、高齢者及び障がい者といった社会的弱者といわれる人たちの生命や身体の安全に関わる重大な事件や、偏見からくる不当な差別などの人権侵害が存在しています。 また、わが国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和40）年に出された同和対策審議会答申において、同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識が明確にされ、その	

後の取り組みによって、住宅の改善などの物的な問題については一定の改善がされました。 しかし、婚姻時や住宅取得時などに関しては、同和地区に対する忌避意識が未だ存在し、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展にともなって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、2016（平成 28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。「部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」と明記され、相談体制の充実などを図ることが求められています。 <u>また、国内では他にも女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関わる様々な人権問題が存在しています。国・府においては、これらの問題に直面する人たちの人権を具体的に保障するため、それぞれの問題に対応する個別の法律の整備が進められてきました。</u> <u>本町においても「男女共同参画推進条例」、「子どもの権利に関する条例」などの必要な条例を施行し、様々な施策に対応してきましたが、社会情勢の変化や多様性により、新たな人権課題への気付きや対応が求められています。</u> <u>さらに、インターネット上でみられる人権侵害やヘイトスピーチ、性的マイノリティを取り巻く問題など、新たな人権課題も顕在化してきました。これらの人権課題に対する教育・啓発活動や相談・支援体制の充実な</u>	後の取り組みによって、住宅の改善など、物的な問題については一定の改善がされました。 しかし、婚姻時や住宅取得時などに関しては、同和地区に対する忌避意識が未だ存在し、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展にともなって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、2016（平成 28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。「部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」と明記され、相談体制の充実などを図ることが求められています。 <u>また、インターネット上でみられる人権侵害やヘイトスピーチ、性的マイノリティに関してなど、新たな人権課題も顕在化してきました。これらの人権課題に対する教育・啓発活動や相談・支援体制の充実など、より</u>	・国において、人権に関する様々な法律が制定された旨を追記 ・本町において制定した条例を追記し、今後の対応について追記 ・文言修正
---	--	---

ど、より一層の取り組みの強化が求められています。	一層の取り組みの強化が求められています。	
3. 大綱の性格	3. 大綱の性格	
本大綱は、本町のまちづくりに関する各種計画と密接な関連を持ったものであり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本町が人権施策を総合的に推進するための<u>もので、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や大阪府の「人権施策推進基本方針」などと整合性を図るとともに、本町における男女共同参画、子ども、高齢者、障がい者等に関する分野別計画との相互連携を図っています。</u> 本大綱は社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じで見直しを行います。 <u>なお、社会分野における人権教育については、熊取町教育委員会において「熊取町人権教育基本方針」「熊取町人権教育推進プラン」が別途定められています。</u>	本大綱は、本町のまちづくりに関する各種計画と密接な関連を持ったものであり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本町が人権施策を総合的に推進するための<u>ものです。</u> <u>また、教育分野における人権教育については、熊取町教育委員会において「熊取町人権教育基本方針」「熊取町人権教育推進プラン」が策定されていることから、本大綱およびプランでの記載は基本的に省いています。</u> <u>なお、本大綱は社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じで見直しを行います。</u>	・国や大阪府と本町が連携を図っている旨の文言を追記 ・別に定められている、教育分野における人権教育の方針・プラン等の策定状況についての表記を修正

4. 基本理念	4. 基本理念	・ 文言修正
本町においては、これまで人権の尊重を町政運営の重要な柱としてまちづくりに努めてきており、全ての人の基本的人権が保障された差別のない社会の実現に向けて、人権啓発及び人権教育を積極的に推進してきました。さらに、「人権擁護条例」では、その目的を「人間の尊厳が侵されることなく何人も基本的人権が真に保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与すること」と規定しています。 このようなことから、本町が進める人権施策は、	本町においては、これまで人権の尊重を町政運営の重要な柱としてまちづくりに努めてきており、全ての人の基本的人権が保障された差別のない社会の実現に向けて、人権啓発及び人権教育を積極的に推進してきました。さらに、「人権擁護条例」では、その目的を「人間の尊厳が侵されることなく何人も基本的人権が真に保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与すること」と規定しています。 このようなことから、<u>今後</u>、本町が進める人権施策は、	
町民一人ひとりの参加による 差別のない明るく住みよいまちの実現	町民一人ひとりの参加による 差別のない明るく住みよいまちの実現	
を基本理念とします。	を基本理念とします。	
5. 基本的方向	5. 基本的方向	
本大綱の基本理念の実現のため、町民一人ひとりが、	本大綱の基本理念の実現のため、町民一人ひとりが、	

相手を思いやり、お互いの違いを認め合うとともに、誤った認識、偏見及び思い込みをなくし、人権を尊重する意識を高めていく必要があります。 また、<u>部落差別をはじめ、DV（配偶者間暴力）などの家庭内や親しい間柄で起こる暴力や高齢者、子ども及び障がい者などに対する虐待</u>、また、外国人に対する差別など人権侵害の事象は多様かつ深刻です。これらの人権侵害事象に対応するためには、防止・早期発見に努めるとともに、相談体制の充実がますます必要です。 本町においては、熊取町人権協会と連携して人権啓発事業や相談事業などの事業や、それぞれの人権課題に応じて個別に策定された方針・計画などに基づいてさまざまな施策を実施しており、あらゆる場を通じて町民の一人ひとりの自主的な意識の改革を促す人権啓発や人権教育に取り組み、人権意識の高揚を図ります。 また、人権侵害を受けた、または受けるおそれのある場合には、関係機関との連携を図りながら心理的な援助だけでなく、個別施策の活用などによる相談者の自立や自己実現を支援することができるよう相談・支援体制の充実を図ります。 この基本的方向に基づき、複雑・多様化する各分野の具体的な課題と施策の基本方針については「熊取町人権行政推進プラン」で示します。	相手を思いやり、お互いの違いを認め合うとともに、誤った認識、偏見及び思い込みをなくし、人権を尊重する意識を高めていく必要があります。 また、部落差別をはじめ、<u>高齢者、障がい者及び子どもなどに対する虐待</u>、また、外国人に対する差別など人権侵害の事象は多様かつ深刻です。これらの人権侵害事象に対応するためには、防止・早期発見に努めるとともに、相談体制の充実がますます必要です。 本町においては、熊取町人権協会と連携して人権啓発事業や相談事業などの事業や、それぞれの人権課題に応じて個別に策定された方針・計画などに基づいてさまざまな施策を実施しており、あらゆる場を通じて町民の一人ひとりの自主的な意識の改革を促す人権啓発や人権教育に取り組み、人権意識の高揚を図ります。 また、人権侵害を受けた、または受けるおそれのある場合には、関係機関との連携を図りながら心理的な援助だけでなく、個別施策の活用などによる相談者の自立や自己実現を支援することができるよう相談・支援体制の充実を図ります。 この基本的方向に基づき、複雑・多様化する各分野の具体的な課題と施策の基本方針については「熊取町人権行政推進プラン」で示します。	・<u>虐待の内容に配偶者間や障がい者に対する個別事項の項目を追記</u>
---	--	--

6. 推進にあたって	6. 推進にあたって	
(修正無し)	(修正無し)	

第4次 熊取町人権行政推進プラン（素案）

2025（令和7）年__月

熊 取 町

目 次

1. 推進プラン策定の目的	1
2. 推進プランの性格等	1
3. 各分野における今後の施策の推進方向	2
〔1〕 男女の人権問題	2
〔2〕 子どもの人権問題	5
〔3〕 高齢者の人権問題	7
〔4〕 障がい者の人権問題	10
〔5〕 同和問題	12
〔6〕 外国人の人権問題	15
〔7〕 感染症に関する人権問題	17
〔8〕 犯罪被害者等の人権	17
〔9〕 インターネットによる人権問題	18
〔10〕 北朝鮮による拉致問題	19
〔11〕 性的マイノリティの人権問題	20
〔12〕 災害時の人権問題	21
〔13〕 人身取引	22
〔14〕 平和に関する人権問題	22
〔15〕 さまざまな人権問題	23
資料1 人権に関する年表	25
資料2 用語解説	27

1. 推進プラン策定の目的

熊取町では、「法の下での平等」を定める日本国憲法と世界人権宣言*を基本理念としてすべての人の人権が尊重され、擁護され、同和問題をはじめあらゆる差別のない、明るく住みよいまちづくりを推進するため、1995（平成7）年に「人権擁護条例」を施行しました。この条例における町の責務を明確にするため、「熊取町人権行政推進大綱」（以下「大綱」という。）を1998（平成10）年に策定するとともに、この大綱を具体化するため、2001（平成13）年に「熊取町人権行政推進プラン」（以下「本プラン」という。）を策定し、それ以後において必要に応じ大綱及び本プランの改訂を行ってきました。

さらに、社会の情勢が大きく変化し、人権問題も多様化する中で、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果や本町の現状を踏まえ、新たな問題に対応し、人権意識の向上と理解と認識をより深めるため、今回第3次大綱の策定にあわせて、第4次プランの策定を行います。

2. 推進プランの性格等

本プランは、大綱に基づき、人権尊重の視点で行政を推進するため、社会情勢の変化により多様化した人権問題について、各分野の課題と施策の基本的考え方や方向を具体的に定めるものです。

各施策の実施にあたっては、本プランや各分野の個別計画を踏まえ、大綱の基本理念である「町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現」を目指し、人権を尊重した施策を推進します。

なお、本プランは、人権施策に関する長期的な方向性を示すものとし、終期の設定は行わず、社会情勢やニーズの変化に対応するため、随時必要な見直しを行うものとします。

3. 各分野における今後の施策の推進方向

本町では、さまざまな人権問題に対する取組を行ってきましたが、依然として、人権問題への理解が差別の解消に至るまで進んでいるとは言えない状況にあります。この章では、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果を参考に、取り組むべき主要課題と、施策の基本方針を示しています。なお、各分野における人権課題の並びは、課題や施策等の優先順位を表すものではありません。

〔1〕男女の人権問題

< 課 題 >

国において1985（昭和60）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、そののち1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」が施行しました。本町においても、2013（平成25）年に、男女共同参画の推進を主要な施策と位置づけ、町、町民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現をめざすため「男女共同参画推進条例」を施行しました。また、女性がその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる

環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が 2015（平成 27）年に施行されました。こうしたこれまでの取り組みにより、男女共同参画は着実に進んでいますが、今なお、積極的に取り組むべき問題や、社会情勢の変化などより生じた新たな問題への対応が求められています。

男女共同参画社会の実現には、男女の人権の尊重、性別役割分担意識の払拭など、あらゆる分野での意識改革のための啓発活動と、男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境の整備が必要です。

また、セクシュアルハラスメント*、妊娠・出産等を理由とする不利益扱い（いわゆるマタニティハラスメント）及びパワーハラスメント*といった問題も存在しています。特に、DV、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為*などは重大な人権侵害であり、暴力と人権侵害を許さない意識の醸成と暴力に悩む被害者への支援が求められます。が重要です。

< 施策の基本方針 >

（１）人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

男女共同参画社会を形成するためには、性別に関わらず、一人ひとりが尊重され、あらゆる場面において対等に参画できる意識づくりが重要です。

家庭や仕事だけでなく、社会のあらゆる場面において男女平等を実現させるために、「男女共同参画プラン」に定める啓発活動や情報提供などの各施策を展開していくことにより町民の男女平等意識を育みます。

（２）あらゆる分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、社会に

多様性と活力をもたらすとともに、誰もが暮らしやすい社会の実現にとって、重要な課題であることから、女性の参画拡大に向けた継続した取組が求められます。

町民への啓発活動だけでなく、事業者や地域の各種団体に働きかけや啓発を行い男女共同参画の意識の醸成を図ります。

(3) 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスについては、男性で「家庭生活」を優先したい、女性で「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいという希望に対して、男性では「仕事」を、女性では「家庭生活」を優先している現実があります。男女ともに希望と現実乖離がある状況となっており、ワーク・ライフ・バランスの現実は、男女共通の課題となっています。

一人ひとりが希望する生き方を実現するために、固定的な性別役割分担意識をはじめとした慣行の見直しに加え、家庭・地域・職場を含めたあらゆる場面での男女共同参画の一層の推進が重要です。

(4) あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

あらゆる暴力と人権侵害を許さないための啓発活動を推進するとともに、各種広報媒体を活用し、相談窓口や支援制度についての周知を行います。

被害に遭われた方については、関係機関と連携を図りながら、身近な相談支援体制の充実を図ります。

また、さまざまなハラスメントを防ぐため、各種広報媒体の活用や、研修会や講演会を通じて啓発活動を行います。

(5) 誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくり

男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画を推進するうえで重要です。

ひとり親、高齢者、障がい者、外国人等は経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすく、女性であることで更に困難な状況に置かれている場合があります。

誰もが健やかで安心して暮らせるように、様々な状況に置かれて人々へのきめ細かな支援や、バリアフリー化等のハード面での整備が求められます。

[2] 子どもの人権問題

< 課 題 >

すべての子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、現実には、子どもは未完成な存在として考えられ、権利の主体として尊重されなかったり、個性の違いなどにより差別の対象とされることがあります。

また、少子高齢化や核家族化のみならず、貧困化も加わるなど、子育て家庭にはその負担が重くのしかかっています。さらに、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）*及び離婚問題など、家族の抱える問題も顕在化、相談内容も複雑・深刻化してきています。その結果、子どもたちの健全育成に好ましくない影響を及ぼし、いじめや不登校などさまざまな問題を生じさせます。

国においては、1994（平成 6）年に「児童の権利に関する条約」に批准し、そののち 2023（令和 5）年に「子ども基本法」を施行しました。

本町においても、2022（令和 4）年に子どもにとって大切な権利等を定めた「子どもの権利に関する条例」を施行しました。この条例の中では、他に、子どものまわりの様々な立場の人の役割と責務及び町の責務を明確にしています。

こうした課題の解消や条例の周知のため、引き続き必要な広報・啓発を行っています。

< 施策の基本方針 >

（１）子どもの権利の保障

子どもは、生まれながらに、何か責任を果たすことと引換えにすることなく、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に基づく権利が保障されています。この条約や本町の「子どもの権利に関する条例」の理念が実現され、保護者が子どもであることを理由に、子どもを私物として扱ったり、子どもの人格を軽視することなく親権を適正に行使し、子どもの権利や自由を認めていくことができるように啓発を行います。

また、子どもを生み育てやすい環境づくりは、行政だけではなく企業や地域社会が一体となって取り組んでいかなければならない問題です。「熊取町子ども・子育て支援計画」に定める各施策を展開していくことにより、社会全体で子育てを支援していく気運を高めるとともに、社会の各方面における積極的な取り組みを促進します。

（２）いじめや不登校などの問題への取り組みの推進

いじめや不登校などさまざまな問題について、子どもの人権を侵害する事案も増加しており、その防止と解決が課題となっています。これらは子どもの人権に関わる重大な問題であるとの認識に立ち、関係機関と連携し、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得できるように啓発活動を行います。また、子どもたちが生活する家庭や地域との連携や協働による地域ぐるみの人権教育・啓発などを通じて防止・早期発見に努めます。

(3) 困難な状況におかれた子どもへの支援

ひとり親家庭、貧困及び保護者の心身状態の低下や児童虐待といった困難な状況におかれた子どもが、生まれ育った環境によって将来を左右されることがないように教育・福祉・保健の連携を活かした子ども家庭相談を実施します。

また、ホームスタート*事業、ファミリー・サポート・センター*事業及びきめ細かな保育、更には子どもの居場所づくりなど、多様な子育て支援サービスを提供し、子育てを地域全体で支援していきます。

[3] 高齢者の人権問題

< 課 題 >

わが国では、少子化の進行や平均寿命の伸びによる高齢者人口の増加により急速に高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢者人口は、2023（令和5）年10月1日現在で3,622万人、総人口に占める割合（高齢化率）は、29.1%となっており、今後、2065（令和47）年には約2.6人に1人が65歳以上の高齢者と

なると推計されています。

一方、本町においても人口が微減傾向にある中、65歳以上の高齢者人口は年々増加しております。本町の高齢化率は29.9%（2024（令和6）年5月末現在）となっており、今後ますます増加することが見込まれます。

このような実情を踏まえ、国においては「高齢社会対策基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」及び「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」などの法律が整備されました。

法律や制度の充実が図られてきた一方で、介護を必要とする高齢者に対する身体的・心理的虐待や介護放棄、不動産や預貯金を家族などが無断で名義変更したり、本人の希望する金銭の使用を制限する経済的虐待の問題があります。

この他、認知症*の問題や高齢者が悪徳商法や財産管理をめぐるトラブルに巻き込まれるなどさまざまな問題が生じています。生活習慣や社会環境、また、人生経験をはじめ、一人ひとりが多様な状況にあるすべての人が年齢を重ねるなかで充実感を感じ、健康で安全な生活を送ることができるよう適切な支援を提供する必要があります。

＜ 施策の基本方針 ＞

（１）高齢者の人権の尊重

多様な状況にあるそれぞれ高齢者の問題に応じるために、高齢者の個性を尊重し、高齢者が主体的に、必要なときに必要なところで、必要な情報やサービスを利用でき、困った時には相談や支援が受けることができるよう「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（いきいきくまとり高齢者計画）」に定める各施策を展開していくことにより、相談・支援体制の充実を図ります。

そして、認知症等により判断能力が不十分になった場合には、日常生活自立支援事業*や成年後見制度*などの利用促進を図ります。

また、町民に高齢者福祉についての知識と関心を高め、理解が得られるように啓発活動を推進します。

(2) 生活環境の整備

今後もひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加することが予想される中、「サービス付き高齢者向け住宅」などの高齢者向け住宅に関する情報提供を行い、居住の安定確保に努めるとともに、地域活動やボランティア活動などと協力して、安心して暮らせる環境の整備を行います。

また、災害時には自助・共助を基本として、情報伝達や避難誘導など、避難行動要支援者*への支援を地域が一体となり実施できるように支援するとともに、自治会や介護サービス事業所など関係機関との連携を行い、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活を継続できるように支援します。

(3) 社会参加の推進

高齢者が健康で生きがいをもって生活を送るためには、社会に主体的に参加し、貢献できる環境を整えていくことが求められます。

このうち、就労については、臨時的かつ短期的な就労を希望する高齢者の就業機会を確保するためシルバー人材センターなど関係機関と連携し、就労の場の拡大を行います。また、就労以外の活動については、健康で充実した日々を過ごすため、高齢者が健康づくりを図りながら、生きがいや社会参加につながる機会を提供します。さらに、シニアクラブなどの仲間づくりを支援し、老人憩の家や公民館、老人福祉センターなどの利用による高齢者の社

会参加を促進します。

(4) 世代間交流

高齢者が若い世代と交流することは、自らのもつ知識と経験を伝えるとともに、互いにふれあうことにより心身ともに新鮮な刺激を受けることができます。

一方、核家族化で高齢者とふれあう機会が失われつつある現代において、若い世代が高齢者と交流することは高齢者を尊ぶ気持ちを養い、人権意識の向上につながります。世代間の交流を通して、高齢者の生きがいをづくりと思いやりにあふれた地域づくりを進めます。

(5) 認知症高齢者に対する支援

認知症の早期発見と対応を行うため、認知症ケアパス*の活用を推進します。また、認知症に対する正しい理解が地域社会全体に広まるように、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク*事業の活用や認知症サポーター養成講座*などを通じて、認知症高齢者の支援者を増やすとともに、地域での見守りに努めます。

[4] 障がい者の人権問題

< 課 題 >

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進

することを目的として、2016（平成 28）年に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、さらに、2024（令和 6）年度から法改正により、行政機関等や事業者において障がいを理由とする不当な差別的扱いを禁止するだけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、合理的配慮の提供が義務化され、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めあいながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することをめざしています。

また、本町では 2017（平成 29）年に「手話言語条例」を施行し、町民一人ひとりが手話に対する理解を深め、障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を尊重しあいながら生きていける社会の実現を目指します。

すべての人が自分らしく暮らせるまちづくりを進めるなど、自立と社会参加のための基盤づくりを進める必要があります。

障がい児への支援においては、乳幼児期・学齢期・成年期へと成長する過程に応じた切れ目のない支援が必要です。特に早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細かな対応は、その後の成長にとって重要です。

＜ 施策の基本方針 ＞

（１）障がいに対する正しい理解の促進

障がい者が住み慣れた地域で自立して積極的に活動できる社会を築いていくためには、地域全体で支える「支え合い」、ノーマライゼーション*の理念を広く社会に定着させていく必要があります。

このため、「障がい者計画」に定める各施策を展開していくことにより、障がいについて正しい理解と認識を深め、障がい者に対する偏見や差別の解消、虐待の防止に努めます。また、身体障がいにおける内部疾患、精神障が

いや発達障がいなどの「見えにくい」障がいへの理解の促進にも取り組みます。

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせる支援

障がい者が地域で安心して暮らせるように、障がいに応じた情報提供を行うとともに、一人ひとりの環境に応じた支援に取り組みます。また、防災・防犯対策については、地域で支える体制づくりに努め、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。

災害時においては、障がい者やその家族による自助や地域支援者などによる共助の取り組みが必要です。自治会や障がい福祉サービス事業所など関係機関と連携した避難支援体制づくりを進め、避難行動要支援者の円滑な避難が実施されるよう努めます。

(3) 社会参加の推進

障がい者の生涯にわたって、必要な支援が切れ目なく行うことができるように、福祉や教育などの幅広い分野が連携した横断的な支援が提供されるよう取り組みます。就労支援の分野では、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会など関係機関を通じ、障がい者の就職の機会均等に努めます。

この他にも、障がい者が社会参加できるように、バリアフリー*の視点に立った公共施設の整備に取り組みます。

[5] 同和問題

＜ 課 題 ＞

1965（昭和 40）年に、「同和問題はその早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との同和対策審議会答申*が出されてからこれまで、各種の同和対策事業が推進され同和問題の解決に向けた取り組みが進められてきました。

この答申を受けて、法律が定められ、大阪府においても、地域の住宅や道路などの劣っていた生活環境を改善する事業が 1969（昭和 44）年から 2002（平成 14）年までの間実施され、生活環境は大幅に改善されています。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後は、一般施策を講じて同和問題解決に向けた取り組みを推進しています。

本町においても、熊取町人権協会など関係機関と連携し、町民と行政が一体となり、同和問題の解決に向けて各種の教育・啓発事業を推進し、町民の人権意識の高揚に努めてきました。

しかしながら、差別意識や同和問題は依然として存在しており、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果によると、同和地区に居住していることや過去に住んでいたことを理由とした結婚の反対や婚約破棄といった結婚差別、同和地区の物件を避けるといった土地差別など、同和地区に対する忌避意識が、いまだ潜在的に存在することも明らかにされました。また、同和問題を口実として、不当な利益を強要するえせ同和行為*等も、この問題の解決を阻む要因にもなっています。

国においては、現在もなお部落差別が存在するとした上で、2016（平成 28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。この法律は「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と明記しています。さらに、同和地区の

リストの公開にかかる「全国部落調査復刻版出版裁判」において「プライバシー権及び名誉権は、いずれも人格権に基づくものであるから、これらの権利利益は上記の人格的な利益において考慮するのが相当である」と、令和5年6月に東京高裁において判決が出されるなど、人権擁護に関する意識は高まっており、町においても部落差別の解消および同和問題の理解、認識のために引き続いて広報、啓発に取り組みます。

＜ 施策の基本方針 ＞

（１）同和教育・啓発

地域や職場など、身近なところで、さまざまな人権教育・啓発の機会を通じて、同和問題を人権問題の本質からとらえ、差別の実態を踏まえて学習することができるよう、条件整備を行うとともに、先進事例を参考にして、次の点に留意しながら教育・啓発に取り組みます。

①具体的な対応を学ぶ機会の創出

抽象的に「差別はいけない」と理解するだけでなく、日常生活の中で出会う差別的な状況に対しての具体的な対応を学ぶこと。

②状況認識の重要性

差別が存在するというだけでなく、この問題が解決可能であるという具体的展望を示すこと。

③「同和地区はこわい」等の話を前提とした学習の重要性

「こわい」等の話に対し、「実際にどのようなことがいわれているのか、そのような話はなぜ不当であるのか、そのような話が広がってしまうことがどのような結果を招くのか」というような内容を同和問題学習に取り入れることにより、そのような話を打ち消すことができること。

④人権という視点の重要性

同和問題学習は、それぞれを独立して企画するのではなく、他のさまざまな人権問題と関連付けて学習すること。

(2) 相談支援

専門性を備えた相談員による、当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、庁内外の相談窓口のネットワークにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

また、相談事例の集約化を行うことにより、同和問題の実態を適格に把握し、今後の問題を明らかにして、施策を効果的に推進します。

(3) えせ同和行為等の根絶

本町が加盟しているえせ同和行為等根絶大阪連絡会議と連携し、同和問題の解決、人権が確立された社会の実現に向け、同和問題を口実に不当な利益を要求するえせ同和行為等の根絶を目指します。

〔6〕外国人の人権問題

< 課 題 >

国際化が進むにつれて、さまざまな国籍の人が幅広い分野の職業に従事し、留学生も多数来日しており、町内にも 26 か国約 400 人（2024（令和 6）年 5 月末現在）の外国人が暮らしています。

国際化が進む一方、言語や文化などの相互理解が不十分であることに起因し、外国人と日本人の間に誤解やトラブルを生じるといった問題があります。

また、外国人に対する偏見や差別などの人権問題も生じています。特に、日本と朝鮮をめぐる歴史的経緯から、戦後日本にとどまることになった在日韓国や朝鮮の人々に対する差別的言動（ヘイトスピーチ*）の問題なども見受けられます。このような情勢の中、2016（平成28）年に外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

歴史的、地理的に関係の深いアジアの近隣諸国と日本との関係や歴史的経緯などに対する正しい認識、また、外国人に対する理解を促し、在住外国人も同じ地域の一員として、共に暮らすことのできる地域社会をつくる必要があります。

< 施策の基本方針 >

（１）外国人の人権の尊重

各種広報媒体を活用した啓発活動を推進し、偏見や差別をなくし、異なる文化や価値観の違いを認め、互いの人権を尊重できるよう人権意識の醸成を図ります。

さらに、町民が国際理解を深め、国際感覚が養えるよう、講演会の実施や国際理解に役立つ情報の提供などを行います。

（２）在住外国人への支援

公共施設や案内板に外国語表記をするなど、各種行政サービスをはじめ、生活に必要な情報について多言語による情報提供を行い、外国人に理解しやすい情報提供を行います。また、多言語による相談内容に対応できるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

〔 7 〕 感染症に関する人権問題

< 課 題 >

ハンセン病*は、非常に感染力が弱い感染症で、治療薬によって完治する病気ですが、過去において患者本人を隔離するなど極めて重大な人権侵害が続いてきました。1996（平成 8）年に「らい予防法」の廃止、また、2008（平成 20）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、ハンセン病回復者が良好かつ平穏な生活を送るための基盤整備や偏見と差別の解消等について、国や地方公共団体の責務が明記されました。

また、HIV 感染者（ヒト免疫不全ウイルス）*は、人の免疫に関わる細胞を破壊するウイルスで、H I V による感染症が重症化した病態がエイズ（A I D S：後天性免疫不全症候群）と呼ばれます。現在は、治療法が確立されて、エイズの発症を防止することができるようになりました。

新型コロナウイルス感染症については、感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり避難したりする差別や偏見、プライバシーの侵害にあたる事例も見られました。この感染症は、令和 5 年 5 月に 5 類に移行されました。

< 施策の基本方針 >

正しい情報に基づく行動が大切であり、誤解や偏見に基づく差別や人権侵害をなくすために必要な広報活動を行います。

〔 8 〕 犯罪被害者等の人権

＜ 課 題 ＞

犯罪被害者は、犯罪という理不尽な行為による直接的な被害を受けるだけでなく、その後に生じるさまざまな問題（二次的被害）に苦しんでいます。国においては、犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を図り、支援していこうとする社会的な気運の高まりを受け、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、被害者の権利を明文化しました。

本町では、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざして、2024（令和5年）に「熊取町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

＜ 施策の基本方針 ＞

町では、犯罪被害に遭われた町民の方に対し、「熊取町犯罪被害者等支援条例」に基づき見舞金を支給することとなりました。また、被害者が抱えているさまざまな不安を解消すべく、関係機関と連携しながら相談を行います。

〔9〕インターネットによる人権問題

＜ 課 題 ＞

携帯電話、スマートフォンなどの急速な普及により、インターネットを通じた情報の収集や発信などのコミュニケーションの利便性は大きく向上しました。

その反面、特定の個人や団体、また不特定多数の者を誹謗中傷したり、差別を助長・誘発する情報が掲載されるなど、人権にかかわる問題が多数発生して

おり、性的な画像をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板などに公表する行為「リベンジポルノ*」や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*などを利用した「いじめ」、「プライバシーの流出」被害も発生しています。

また、多くの子どもたちも、自分たちの身近にあるスマートフォンや携帯ゲーム機など多様な機器を使用してインターネットを利用しており、使い方を誤ると日常生活に支障が出たり、友人関係のトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。

このようなことから、正しい知識、安全な使い方を知ることが求められます。

＜ 施策の基本方針 ＞

誹謗中傷や差別の助長・誘発が人権侵害であると認識し、適切に対応ができるように、利用にあたってのモラルとマナーの啓発に取り組めます。

また、ブログや掲示板、SNSなど、インターネットにおける人権を侵害する書き込みについて関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。

【 10 】 北朝鮮による拉致問題

＜ 課 題 ＞

北朝鮮による拉致問題*は国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき問題となっ

ています。

＜ 施策の基本方針 ＞

拉致問題の解決のために、国における外交をはじめとするさまざまな取り組みはもとより、私たちが関心を高めていく必要があります。町民一人ひとりが正しい理解と認識を深めるための情報提供や啓発活動に努めていきます。

〔 1 1 〕 性的マイノリティ*の人権問題

＜ 課 題 ＞

性のあり方は、身体または遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）、性自認（心の性）など、さまざまな要素があります。社会における男性・女性のあり方において身体の性と心の性の食い違いに悩みながら、社会の中で偏見や差別を受け、自分らしく生きることができないという人権問題が起きています。大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果からも、性的マイノリティに対する関心は他の人権課題と比べても高いとは言えず、理解や認識が不十分であることがうかがえます。

一方、国においては、2004（平成 16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されたことによって、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別の変更が可能となりました。

さらに、2024（令和 5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T理解増進法）」が施

行されました。内容としては、「不当な差別があつてはならない。」「事業主は労働者への普及啓発、就業環境の整備、相談機関の確保などを行い、理解増進に努める。」となっています。このような法整備などから正しい理解と認識を深め、多様な性のあり方が存在することを当たり前とし対応できる社会が求められます。

＜ 施策の基本方針 ＞

（１）偏見や差別意識をなくすための啓発

あらゆる機会を通じて、偏見及び差別の解消を図るために啓発活動を行います。また、職員についても理解の浸透を図るための研修を行います。

（２）当事者への配慮や相談支援

行政が行う申請書やアンケートなどについても、集計上必要な場合などを除き、性別の欄を記載しない取り組みも進められています。また、相談を希望する人に対し、相談窓口の周知を図るとともに、安心して相談できるように相談支援体制の充実を図ります。

〔 1 2 〕 災害時の人権問題

＜ 課 題 ＞

災害は人命、生活基盤や働く場を奪い、被災者は突如として大きな困難に直面します。2011（平成 23）年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や 2016（平成 28）年 4 月に発生した熊本地震、2024（令和 6）

年1月に発生した能登半島地震により、多くの人が避難生活を余儀なくされています。これまでの災害の中で、避難行動時、避難所運営、復旧や復興過程において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などへの配慮不足や、災害から起こる風評被害など、さまざまな人権問題が顕在化しています。

＜ 施策の基本方針 ＞

災害時においても正しい情報と冷静な判断に基づき、一人ひとりが人としての尊厳を大切にする行動を取るよう、日頃から人権尊重の意識を持てるような情報発信、啓発を行います。

〔 1 3 〕 人身取引

＜ 課 題 ＞

人身取引（トラフィッキング）*は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難です。

＜ 施策の基本方針 ＞

人身取引についての関心と理解を深めるため、広報等による周知を行います。

〔 1 4 〕 平和に関する人権問題

< 課 題 >

平和とは、日常的に気をとめないかもしれません。

しかしながら、戦争は、人々から生命、からだや心の健康、大切な家族、おだやかな生活など、さまざまなものを奪ってしまう人権問題です。

人権が尊重されることで平和が守られ、平和であることにより人権が守られます。平和と人権は密接な関係があります。

本町は、核兵器の廃絶と軍縮を願うために 1984（昭和 59）年に「平和都市宣言」を行いました。

現在、世界中のどこかで戦争や抗争が行われており、平穏な生活に支障がでています。

< 施策の基本方針 >

本町では、平和に関する意識の高揚を図る機会を提供するため、平和に関するパネル展示や映画の上映を行うなど周知・啓発をしていきます。

[1 5] さまざまな人権問題

< 課 題 >

①ホームレスの人権問題

ホームレス*は、病気や寒さで生命の危険に向かいあっており、それに加えて、嫌がらせや集団暴行の対象になるという人権問題が起きています。

②アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

③刑を終えて出所した人々の人権問題

刑を終えて出所した人や家族に対する差別などが起きています。これらの人の社会復帰に際し、就職差別や、住居確保について困難な状況が存在しています。

< 施策の基本方針 >

近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。これらやその他の人権問題や今後新たに課題となる人権問題について、複合的に絡み合う場合もあることから、一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権問題の解決にむけて取り組みます。

資料 1 人権に関する年表

年	国連等	国	●大阪府 ○熊取町
1945 年 (昭和 20 年)	「国際連合憲章」発効		
1947 年 (昭和 22 年)		「日本国憲法」施行	
1948 年 (昭和 23 年)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
1950 年 (昭和 25 年)		「身体障害者福祉法」施行	
1963 年 (昭和 38 年)		「老人福祉法」施行	
1965 年 (昭和 40 年)	「あらゆる形態の人種差別の 撤廃に関する国際条約」採択	「同和対策審議会答申」	
1969 年 (昭和 44 年)		「同和対策事業特別措置法」施行	
1972 年 (昭和 47 年)		「高年齢者等の雇用の安定等 に関する法律」施行	
1972 年 (昭和 47 年)			○「熊取町解放教育推進協議 会」発足
1975 年 (昭和 50 年)			○「人権啓発地域映画会」開始
1979 年 (昭和 54 年)	「女子に対する差別の撤廃に 関する条約」採択		○「人権擁護宣言都市」 ○「熊取町人権啓発推進協議 会」発足
1982 年 (昭和 57 年)		「地域改善対策特別措置法」施行	○「障害者福祉都市宣言」
1984 年 (昭和 59 年)			○「核兵器の廃絶と軍縮を願う 平和都市宣言」
1985 年 (昭和 60 年)			●「大阪府部落差別事象に係る 調査等の規制等に関する条例」 制定 ○「世界人権宣言熊取町連絡 会」発足 ○「同和問題解決・人権政策確 立要求熊取町実行委員会」発足
1986 年 (昭和 61 年)		「男女雇用機会均等法」施行	
1987 年 (昭和 62 年)		「地域改善対策特定事業に係 る国の財政上の特別措置に関 する法律」施行	
1989 年 (平成元年)	「児童の権利に関する条約」採 択		
1993 年 (平成 5 年)	世界人権会議「ウィーン宣言及 び行動計画」採択	「障害者基本法」施行	
1994 年 (平成 6 年)	「人権教育のための国連 10 年」の決議採択		
1995 年 (平成 7 年)	「人権教育のための国連 10 年」開始（～2004 年）	「高齢社会対策基本法」施行	○「人権擁護条例」施行
1996 年 (平成 8 年)		「らい予防法の廃止に関する 法律」施行	●「大阪府個人情報保護条例」 施行 ○「人権擁護審議会規則」制定

年	国連等	国	●大阪府 ○熊取町
1997 年 (平成 9 年)		「人権擁護施策推進法」施行	
1998 年 (平成 10 年)			●「大阪府人権尊重の社会づくり条例」制定 ○熊取町人権行政推進大綱策定
2001 年 (平成 13 年)			○熊取町人権行政推進プラン策定
2002 年 (平成 14 年)			●「大阪府男女共同参画推進条例」制定
2003 年 (平成 15 年)		「個人情報の保護に関する法律」施行	○改訂版熊取町人権行政推進大綱策定 ○改訂版熊取町人権行政推進プラン策定 ○熊取町男女共同参画プラン策定
2004 年 (平成 16 年)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	
2005 年 (平成 17 年)	「人権教育のための世界計画」開始（～2009 年）	「犯罪被害者等基本法」施行	○熊取町人権協会発足
2006 年 (平成 18 年)		「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	
2013 年 (平成 25 年)		「いじめ防止対策推進法」施行	○熊取町第 2 次男女共同参画プラン策定 ○「男女共同参画推進条例」制定
2015 年 (平成 27 年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定	
2016 年 (平成 28 年)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	●「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」制定
2017 年 (平成 29 年)			○第 2 次改訂版熊取町人権行政推進大綱策定 ○第 2 次改訂版熊取町人権行政推進プラン策定
2018 年 (平成 30 年)			○熊取町第 2 次男女共同参画プラン改訂版策定
2019 年 (令和元年)			●「大阪府犯罪被害者等支援条例」制定
2020 年 (令和 2 年)			●「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始
2021 年 (令和 3 年)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」改正	
2022 年 (令和 4 年)			○「子どもの権利に関する条例」制定 ●「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」制定
2023 年 (令和 5 年)			○熊取町第 3 次男女共同参画プラン策定 ○第 3 次改訂版熊取町人権行政推進プラン策定 ○「熊取町犯罪被害者等支援条例」施行

資料２ 用語解説

（注１）本文の中で*を付した用語について掲載しています。

（注２）各用語の右側の（ ）内の数字は、本プラン本文のページを指します。

用 語	解 説
【あ 行】	
H I V感染者 （１６Ｐ）	H I Vというウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍などが引き起こされます。H I V感染症は、感染した人と一緒にいても、日常生活の中の接触で感染することはありません。
S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） （１８Ｐ）	「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web（ウェブ）サイトのことです。
えせ同和行為 （１３Ｐ）	同和問題を口実として、高額な図書や機関紙を売りつけたり、寄付金、賛助金・融資を強要するなど不当に利益を得る行為を指します。
【か 行】	
北朝鮮による拉致問題 （１９Ｐ）	1970 年頃から 80 年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17 名が政府によって拉致被害者として認定されています。
【さ 行】	
人身取引（トラフィッキング） （２２Ｐ）	犯罪組織や悪質なブローカーが、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって

用 語	解 説
	支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や強制労働などの目的で搾取することです。「Trafficking（トラフィッキング）」ともいわれる国際的な犯罪です。
ストーカー行為（３Ｐ）	恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨恨の感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行うことです。ストーカー事件の多発を受け、2000（平成12）年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。
性的マイノリティ （２０Ｐ）	レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、トランスジェンダー（体と心の性に違和感がある人）、バイセクシュアル（両性愛者）といった性的少数者を表した言葉です。
成年後見制度（８Ｐ）	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの、判断能力が不十分なために法律行為等における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」に分けられます。
世界人権宣言（１Ｐ）	人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948（昭和23）年12月10日に第3回国連総会において採択されました。なお、1950（昭和25）年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

用 語	解 説
セクシュアルハラスメント（３Ｐ）	性的嫌がらせのことを言い、「男女雇用機会均等法」では「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること」と定義されています。
【た 行】	
同和対策審議会答申（１２Ｐ）	1965（昭和 40）年に出された国の同和対策審議会の答申は、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。この答申を受けて、特別措置法が定められました。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効した 2002（平成 14）年度からは、特別措置としての同和対策事業は終了し、現在では、広く行政上の課題を有する人を対象とした一般施策により、同和問題解決に向けた効果的な取り組みを推進しています。
ドメスティック・バイオレンス（DV）（５Ｐ）	英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。
【な 行】	
日常生活自立支援事業（８Ｐ）	各種手続きや金銭管理に不安がある高齢者や障がい者に対し、自立した地域生活が送れるよう援助する制度です。社会福祉協

用 語	解 説
	議会で実施されています。
認知症（８Ｐ）	脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいいます。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別されます。
認知症サポーター養成講座（１０Ｐ）	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成する講座です。
認知症ケアパス（１０Ｐ）	認知症を発症したときからその進行状況や症状にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを標準的に示すものです。
ノーマライゼーション（１１Ｐ）	障がい者や高齢者など日常生活をおくる上で不利な点や弱いところを持っている人が通常の生活の中で、そのあるがままの姿で他の人と同等の生活や権利を享受できるようにするという考え方や方法のことです。
【は 行】	
徘徊高齢者等ＳＯＳネットワーク（１０Ｐ）	地域に住む認知症高齢者の方などが、外出をして家に戻れなくなった場合や行方不明になった場合に、協力者及び協力機関等に情報配信し、地域の協力により速やかに発見・保護する仕組みです。
バリアフリー（１２Ｐ）	障壁（バリア）となるものを取り除くことを言います。床の段差を解消することや、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきています。

用 語	解 説
パワーハラスメント (3 P)	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為を言います。
ハンセン病 (17 P)	らい菌によって引き起こされる病気です。しかし、らい菌の病原性は非常に低く、感染することはきわめてまれであり、感染しても、発病する人はさらに少なくなります。また、すぐれた治療薬が開発されていて、早期発見、早期治療により後遺症を残さずに治る病気になっています。
避難行動要支援者 (9 P)	災害時に、避難や情報入手など一連の行動をとるのに支援を要する人で、災害時に優先的に安否確認するなど援護の対象となる人です。主に障がい者や高齢者などが想定されています。
ファミリー・サポート・センター (7 P)	子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)と子育ての手助けができる人(協力会員)が会員となって、会員同士が子育ての援助を行うシステムです。「センター」は、地域の人と人をつなげる役割を担います。
ヘイトスピーチ (15 P)	近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。人種等を理由とした差別の根絶に向けては、人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取り組みが続けられており、我が国としてもそれに応えていく必要があります。
ホームスタート (7 P)	イギリスで発祥したボランティア(ホームビジター)による「家

用 語	解 説
	庭訪問型子育て支援」で、関西では本町が初めての取り組みとなります。就学前の乳幼児のいる家庭や妊産婦の方を訪問し、支援を「届ける」ことで、孤立を予防し、虐待など深刻な問題の発生を未然に防ぐとともに、地域へと一歩踏み出すきっかけづくりを行います。
ホームレス（２３Ｐ）	特定の住居をもたず、道路や公園、河川敷などで野宿生活を送っている人たちのことです。ホームレスに至る原因としては、産業構造の変化や不況などによる失業、社会生活への不適應などさまざまですが、とりわけ不況時には都市部で増加する傾向があります。
【ら 行】	
リベンジポルノ（１８Ｐ）	元交際相手の性的な写真などを嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいいます。このような行為の多くは、「私事性的画像記録提供等による被害防止に関する法律」による規制の対象となります。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではありません。

熊取町人権行政推進プラン策定経過

2001（平成13）年2月・・・・・・策定
2003（平成15）年3月・・・・・・改訂
2017（平成29）年5月・・・・・・第2次改訂
2023（令和5）年3月・・・・・・第3次改訂
2025（令和7）年__月・・・・・・第4次改訂

第4次 熊取町人権行政推進プランにかかる新旧対照表

資料 4

改 正 案	改 正 前	改正概要
1. 推進プラン策定の目的 熊取町では、「法の下の平等」を定める日本国憲法と世界人権宣言*を基本理念としてすべての人の人権が尊重され、擁護され、同和問題をはじめあらゆる差別のない、明るく住みよいまちづくりを推進するため、1995（平成7）年に「人権擁護条例」を施行しました。この条例における町の責務を明確にするため、「熊取町人権行政推進大綱」（以下「大綱」という。）を1998（平成10）年に策定するとともに、この大綱を具体化するため、2001（平成13）年に「熊取町人権行政推進プラン」（以下「本プラン」という。）を策定し、<u>それ以後において必要に応じ大綱及び本プランの改訂を行ってきました。</u> さらに、社会の情勢が大きく変化し、人権問題も多様化する中で、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果や本町の現状を踏まえ、新たな問題に対応し、人権意識の向上と理解と認識をより深めるため、<u>今回第3次大綱の策定にあわせて、第4次プランの策定を行います。</u>	1. 推進プラン(第2次改訂版)策定の目的 熊取町では、「法の下の平等」を定める日本国憲法と世界人権宣言*を基本理念としてすべての人の人権が尊重され、擁護され、同和問題をはじめあらゆる差別のない、明るく住みよいまちづくりを推進するため、1995（平成7）年に「人権擁護条例」を施行しました。この条例における町の責務を明確にするため、「熊取町人権行政推進大綱」（以下「大綱」という。）を1998（平成10）年に策定するとともに、この大綱を具体化するため、2001（平成13）年に「熊取町人権行政推進プラン」（以下「本プラン」という。）を策定し、<u>2003(平成15)年に大綱及び本プランの改訂を行いました。</u> その後、社会の情勢が大きく変化し、人権問題も多様化する中で、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果を踏まえ、新たな問題に対応し、人権意識の向上と理解と認識をより深めるため、<u>今回大綱の改訂とともに、本プランの改訂を行います。</u>	・プランの改訂表記の修正 ・プランの改訂標記の修正

2. 推進プランの性格等	2. 推進プランの性格等	
本プランは、大綱に基づき、人権尊重の視点で行政を推進するため、社会情勢の変化により多様化した人権問題について、各分野の課題と施策の基本的考え方や方向を具体的に定めるものです。 各施策の実施にあたっては、本プランや各分野の個別計画を踏まえ、大綱の基本理念である「町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現」を目指し、人権を尊重した施策を推進します。 なお、本プランは、人権施策に関する長期的な方向性を示すものとし、終期の設定は行わず、社会情勢やニーズの変化に対応するため、随時必要な見直しを行うものとします。	本プランは、大綱に基づき、人権尊重の視点で行政を推進するため、<u>同和問題をはじめ</u>社会情勢の変化により多様化した新たな人権問題について、各分野の課題と施策の基本的考え方や方向を具体的に定めるものです。 各施策の実施にあたっては、本プランや各分野の個別計画を踏まえ、大綱の基本理念である「町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現」を目指し、人権を尊重した施策を推進します。 なお、本プランは、人権施策に関する長期的な方向性を示すものとし、終期の設定は行わず、社会情勢やニーズの変化に対応するため、随時必要な見直しを行うものとします。	・同和問題の特だしを削除
3. 各分野における今後の施策の推進方向	3. 各分野における今後の施策の推進方向	
<u>本町では、さまざまな人権問題に対する取組を行ってきましたが、依然として、人権問題への理解が差別の解消に至るまで進んでいるとは言えない状況にあります。この章では、大阪府が実施した「人権問題に関</u>		・各分野における今後の施策の推進方向の項目に前文（趣旨）を追記

する府民意識調査」の結果を参考に、取り組むべき主要課題と、施策の基本方針を示しています。なお、各分野における人権課題の並びは、課題や施策等の優先順位を表すものではありません。		
[1]男女の人権問題	[5]男女の人権問題	
< 課 題 > 国において1985（昭和60）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、そのうち1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」が施行しました。本町においても、2013（平成25）年に、男女共同参画の推進を主要な施策と位置づけ、町、町民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現をめざすため「男女共同参画推進条例」を施行しました。また、女性がその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が2015（平成27）年に施行されました。こうしたこれまでの取り組みにより、男女共同参画は着実に進んでいますが、今なお、積極的に取り組むべき問題や、社会情勢の変化などより生じた新たな問題への対応が求められています。 男女共同参画社会の実現には、男女の人権の尊重、性別役割分担意識の払拭など、あらゆる分野での意識	< 課 題 > 1985（昭和60）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が批准され、1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。本町においても、2013（平成25）年に、男女共同参画の推進を主要な施策と位置づけ、町、町民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現をめざすため「男女共同参画推進条例」を施行しました。また、女性がその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が2015（平成27）年に施行されました。これまでの取り組みにより、男女共同参画は着実に進んでいますが、今なお、積極的に取り組むべき問題や、社会情勢の変化などより生じた新たな問題への対応が求められています。 男女共同参画社会の実現には、男女の人権の尊重、性別役割分担意識の払拭など、あらゆる分野での意識	・ 文言修正 ・ 文言修正

<u>ともに、誰もが暮らしやすい社会の実現にとって、重要な課題であることから、女性の参画拡大に向けた継続した取組が求められます。</u> 町民への啓発活動だけでなく、事業者や地域の各種団体に働きかけや啓発を行い男女共同参画の意識の醸成を図ります。 <u>(3)家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進</u> <u>ワーク・ライフ・バランスについては、男性で「家庭生活」を優先したい、女性で「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいという希望に対して、男性では「仕事」を、女性では「家庭生活」を優先している現実があります。男女ともに希望と現実乖離がある状況となっており、ワーク・ライフ・バランスの現実、男女共通の課題となっています。</u> <u>一人ひとりが希望する生き方を実現するために、固定的な性別役割分担意識をはじめとした慣行の見直しに加え、家庭・地域・職場を含めたあらゆる場面での男女共同参画の一層の推進が重要です。</u> <u>(4)あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進</u> <u>あらゆる暴力と人権侵害を許さないための啓発活動を推進するとともに、各種広報媒体を活用し、相談窓口や支援制度についての周知を行います。</u>	<u>の形成の前提であり、男女共同参画の視点を政策・方針の決定の場へ取り入れる必要があります。</u> 町民への啓発活動だけでなく、事業者や地域の各種団体に働きかけや啓発を行い男女共同参画の意識の醸成を図ります。 <u>(3)DVなどのあらゆる暴力をなくすための仕組みづくり</u> <u>あらゆる暴力、嫌がらせなどを根絶するための啓発活動を推進するとともに、各種広報媒体を活用し、相談窓口や支援制度についての周知を行います。</u>	図るための文言修正 ・新規項目の追加 ・第3次男女共同参画プランで規定した内容を追記 ・見出しの修正 ・文言修正
---	--	---

被害に遭われた方については、関係機関と連携を図りながら、身近な相談支援体制の充実を図ります。 また、さまざまなハラスメントを防ぐため、各種広報媒体の活用や、研修会や講演会を通じて啓発活動を行います。 <u>(5)誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくり</u> <u>男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画を推進するうえで重要です。ひとり親、高齢者、障がい者、外国人等は経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすく、女性であることで更に困難な状況に置かれている場合があります。</u> <u>誰もが健やかで安心して暮らせるように、様々な状況に置かれて人々へのきめ細かな支援や、バリアフリー化等のハード面での整備が求められます。</u> [2]子どもの人権問題 < 課 題 > すべての子どもは、人格をもった一人の人間として	す。 被害に遭われた方については、関係機関と連携を図りながら、身近な相談支援体制の充実を図ります。 また、さまざまなハラスメントを防ぐため、各種広報媒体の活用や、研修会や講演会を通じて啓発活動を行います。 [4]子どもの人権問題 < 課 題 > すべての子どもは、人格をもった一人の人間として	・新規項目の追加 ・第3次男女共同参画プランで規定した内容を追記
---	--	--

尊重されなければなりません。しかし、現実には、子どもは未完成な存在として考えられ、権利の主体として尊重されなかったり、個性の違いなどにより差別の対象とされることがあります。 また、少子高齢化や核家族化のみならず、貧困化も加わるなど、子育て家庭にはその負担が重くのしかかっています。さらに、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）*及び離婚問題など、家族の抱える問題も顕在化、相談内容も複雑・深刻化してきています。その結果、子どもたちの健全育成に好ましくない影響を及ぼし、いじめや不登校などさまざまな問題を生じさせます。 <u>国においては、1994（平成6）年に「児童の権利に関する条約」に批准し、そののち2023（令和5）年に「子ども基本法」を施行しました。</u> <u>本町においても、2022（令和4）年に子どもにとって大切な権利等を定めた「子どもの権利に関する条例」を施行しました。この条例の中では、他に、子どものまわりの様々な立場の人の役割と責務及び町の責務を明確にしています。</u> <u>こうした課題の解消や条例の周知のため、引き続き必要な広報・啓発を行っていきます。</u> < 施策の基本方針 > <u>(1)子どもの権利の保障</u>	尊重されなければなりません。しかし、現実には、子どもは未完成な存在として考えられ、権利の主体として尊重されなかったり、個性の違いなどにより差別の対象とされることがあります。 また、少子高齢化や核家族化のみならず、貧困化も加わるなど、子育て家庭にはその負担が重くのしかかっています。さらに、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）*及び離婚問題など、家族の抱える問題も顕在化、相談内容も複雑・深刻化してきています。その結果、子どもたちの健全育成に好ましくない影響を及ぼし、いじめや不登校などさまざまな問題を生じさせます。 <u>このような状況の中では、子どもの権利を尊重しつつ健全育成を行っていく環境づくりが必要です。</u> < 施策の基本方針 > <u>(1)子どもの権利の保障</u>	・国で定められている「子ども基本法」、本町で制定した「子どもの権利に関する条例」の内容を追記
---	--	---

子どもは、生まれながらに、何か責任を果たすことと引換えにすることなく、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に基づく権利が保障されています。この条約や本町の「子どもの権利に関する条例」の理念が実現され、保護者が子どもであることを理由に、子どもを私物として扱ったり、子どもの人格を軽視することなく親権を適正に行使し、子どもの権利や自由を認めていくことができるように啓発を行います。 また、子どもを生み育てやすい環境づくりは、行政だけではなく企業や地域社会が一体となって取り組んでいかなければならない問題です。「熊取町子ども・子育て支援計画」に定める各施策を展開していくことにより、社会全体で子育てを支援していく気運を高めるとともに、社会の各方面における積極的な取り組みを促進します。 <u>(2)いじめや不登校などの問題への取り組みの推進</u> (修正無し) <u>(3)困難な状況におかれた子どもへの支援</u> (修正無し) [3]高齢者の人権問題	子どもたちの最善の利益を第一に考え、尊重されるように配慮する必要があります。「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念が実現され、保護者が子どもであることを理由に、子どもを私物として扱ったり、子どもの人格を軽視することなく親権を適正に行使し、子どもの権利や自由を認めていくことができるように啓発を行います。 また、子どもを生み育てやすい環境づくりは、行政だけではなく企業や地域社会が一体となって取り組んでいかなければならない問題です。「熊取町子ども・子育て支援計画」に定める各施策を展開していくことにより、社会全体で子育てを支援していく気運を高めるとともに、社会の各方面における積極的な取り組みを促進します。 <u>(2)いじめや不登校などの問題への取り組みの推進</u> (修正無し) <u>(3)困難な状況におかれた子どもへの支援</u> (修正無し) [2]高齢者の人権問題	・子どもの権利に関する条例に合わせ文言修正
--	---	------------------------------

< 課 題 > わが国では、少子化の進行や平均寿命の伸びによる高齢者人口の増加により急速に高齢化が進んでおり、<u>65歳以上の高齢者人口は、2023（令和5）年10月1日現在で3,622万人、総人口に占める割合（高齢化率）は、29.1%となっており、今後、2065（令和47）年には約2.6人に1人が65歳以上の高齢者となると推計されています。</u> 一方、本町においても人口が微減傾向にある中、<u>65歳以上の高齢者人口は年々増加しております。本町の高齢化率は29.9%（2024（令和6）年5月末現在）</u>となっており、今後ますます増加することが見込まれます。 このような実情を踏まえ、国においては「高齢社会対策基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」及び「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」などの法律が整備されました。 法律や制度の充実が図られてきた一方で、介護を必要とする高齢者に対する身体的・心理的虐待や介護放棄、不動産や預貯金を家族などが無断で名義変更したり、本人の希望する金銭の使用を制限する経済的虐待の問題があります。 この他、認知症*の問題や高齢者が悪徳商法や財産管	< 課 題 > わが国では、少子化の進行や平均寿命の伸びによる高齢者人口の増加により急速に高齢化が進んでおり、<u>65歳以上の高齢者人口は、2015（平成27）年10月1日現在で3,392万人、総人口に占める割合（高齢化率）は、26.7%となっており、今後、2060（平成72）年には約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となると推計されています。</u> 一方、本町においても人口が微減傾向にある中、<u>65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、高齢化率は26.3%（2016（平成28）年9月末現在）</u>となっており、今後ますます増加することが見込まれます。 このような実情を踏まえ、国においては「高齢社会対策基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」及び「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」などの法律が整備されました。 法律や制度の充実が図られてきた一方で、介護を必要とする高齢者に対する身体的・心理的虐待や介護放棄、不動産や預貯金を家族などが無断で名義変更したり、本人の希望する金銭の使用を制限する経済的虐待の問題があります。 この他、認知症*の問題や高齢者が悪徳商法や財産管	・高齢者の状況（人口、高齢化率等）の数値を時点修正 ・高齢化率の時点修正
---	--	--

理をめぐるトラブルに巻き込まれるなどさまざまな問題が生じています。生活習慣や社会環境、また、人生経験をはじめ、一人ひとりが多様な状況にあるすべての人が年齢を重ねるなかで充実感を感じ、健康で安全な生活を送ることができるよう適切な支援を提供する必要があります。 < 施策の基本方針 > <u>(1)高齢者の人権の尊重</u> (修正無し) <u>(2)生活環境の整備</u> (修正無し) <u>(3)社会参加の推進</u> (修正無し) <u>(4)世代間交流</u> (修正無し) <u>(5)認知症高齢者に対する支援</u> (修正無し)	理をめぐるトラブルに巻き込まれるなどさまざまな問題が生じています。生活習慣や社会環境、また、人生経験をはじめ、一人ひとりが多様な状況にあるすべての人が年齢を重ねるなかで充実感を感じ、健康で安全な生活を送ることができるよう適切な支援を提供する必要があります。 < 施策の基本方針 > <u>(1)高齢者の人権の尊重</u> (修正無し) <u>(2)生活環境の整備</u> (修正無し) <u>(3)社会参加の推進</u> (修正無し) <u>(4)世代間交流</u> (修正無し) <u>(5)認知症高齢者に対する支援</u> (修正無し)	
--	--	--

[4]障がい者の人権問題	[3]障がい者の人権問題	
＜課 題＞ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016（平成 28）年に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、さらに、<u>2024（令和 6）年度から法改正により、行政機関等や事業者において障がいを理由とする不当な差別的扱いを禁止するだけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、合理的配慮の提供が義務化され、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めあいながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することをめざしています。</u> また、本町では 2017（平成 29）年に「手話言語条例」を施行し、町民一人ひとりが手話に対する理解を深め、障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を尊重しあいながら生きていける社会の実現を目指します。 すべての人が自分らしく暮らせるまちづくりを進めるなど、自立と社会参加のための基盤づくりを進めることが必要です。 障がい児への支援においては、乳幼児期・学齢期・	＜課 題＞ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016（平成 28）年に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。<u>これは障がいを理由とする不当な差別的扱いを禁止するだけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要でかつ合理的な配慮を行うことを求めています。</u> また、本町では 2017（平成 29）年に「手話言語条例」を施行しました。町民一人ひとりが手話に対する理解を深め、障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を尊重しあいながら生きていける社会の実現を目指します。 すべての人が自分らしく暮らせるまちづくりを進めるなど、自立と社会参加のための基盤づくりを進めることが必要です。 障がい児への支援においては、乳幼児期・学齢期・	・令和 6 年度に改正された「障害者差別解消法」の内容に文言修正

成年期へと成長する過程に応じた切れ目のない支援が必要です。特に早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細かな対応は、その後の成長にとって重要です。 < 施策の基本方針 > <u>(1)障がいに対する正しい理解の促進</u> (修正無し) <u>(2)住み慣れた地域で安心して暮らせる支援</u> (修正無し) <u>(3)社会参加の推進</u> (修正無し) [5]同和問題 < 課 題 > 1965（昭和 40）年に、「同和問題はその早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との同和対策審議会答申*が出されてからこれまで、各種の同和対策事業が推進され同和問題の解決に向けた取り組みが進められてきました。 この答申を受けて、法律が定められ、大阪府においても、地域の住宅や道路などの劣っていた生活環境を	成年期へと成長する過程に応じた切れ目のない支援が必要です。特に早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細かな対応は、その後の成長にとって重要です。 < 施策の基本方針 > <u>(1)障がいに対する正しい理解の促進</u> (修正無し) <u>(2)住み慣れた地域で安心して暮らせる支援</u> (修正無し) <u>(3)社会参加の推進</u> (修正無し) [1]同和問題 < 課 題 > 1965（昭和 40）年に、「同和問題はその早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との同和対策審議会答申*が出されてからこれまで、各種の同和対策事業が推進され同和問題の解決に向けた取り組みが進められてきました。 この答申を受けて、法律が定められ、大阪府においても、地域の住宅や道路などの劣っていた生活環境を	
--	--	--

改善する事業が1969（昭和44）年から2002（平成14）年までの間実施され、生活環境は大幅に改善されています。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後は、一般施策を講じて同和問題解決に向けた取り組みを推進しています。 本町においても、熊取町人権協会など関係機関と連携し、町民と行政が一体となり、同和問題の解決に向けて各種の教育・啓発事業を推進し、町民の人権意識の高揚に努めてきました。 しかしながら、差別意識や同和問題は依然として存在しており、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果によると、同和地区に居住していることや過去に住んでいたことを理由とした結婚の反対や婚約破棄といった結婚差別、同和地区の物件を避けるといった土地差別など、同和地区に対しての忌避意識が、いまだ潜在的に存在することも明らかにされました。 また、同和問題を口実として、不当な利益を強要するえせ同和行為*等も、この問題の解決を阻む要因にもなっています。 <u>国においては、</u>現在もなお部落差別が存在するとした上で、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。この法律は「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と	改善する事業が1969（昭和44）年から2002（平成14）年までの間実施され、生活環境は大幅に改善されています。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後は、一般施策を講じて同和問題解決に向けた取り組みを推進しています。 本町においても、熊取町人権協会など関係機関と連携し、町民と行政が一体となり、同和問題の解決に向けて各種の教育・啓発事業を推進し、町民の人権意識の高揚に努めました。 しかしながら、差別意識や問題は依然として存在しており、大阪府が2015（平成27）年度に実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果によると、同和地区に居住していることや過去に住んでいたことを理由とした結婚の反対や婚約破棄といった結婚差別、同和地区の物件を避けるといった土地差別など、同和地区に対しての忌避意識が、いまだ潜在的に存在することも明らかにされました。 また、同和問題を口実として、不当な利益を強要するえせ同和行為*等も、この問題の解決を阻む要因にもなっています。 <u>そして、</u>現在もなお部落差別が存在するとした上で、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。この法律は「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と明記	・文言修正
---	---	--------------

明記しています。<u>さらに、同和地区のリストの公開にかかる「全国部落調査復刻版出版裁判」において「プライバシー権及び名誉権は、いずれも人格権に基づくものであるから、これらの権利利益は上記の人格的な利益において考慮するのが相当である」と、令和5年6月に東京高裁において判決が出されるなど、人権擁護に関する意識は高まっており、町においても部落差別の解消および同和問題の理解、認識のために引き続いて広報、啓発に取り組めます。</u> < 施策の基本方針 > (修正無し) [6]外国人の人権問題 < 課 題 > 国際化が進むにつれて、さまざまな国籍の人が幅広い分野の職業に従事し、留学生も多数来日しており、町内にも26か国約400人（2024（令和6）年5月末現在）の外国人が暮らしています。 国際化が進む一方、言語や文化などの相互理解が不十分であることに起因し、外国人と日本人の間に誤解やトラブルを生じるといった問題があります。 また、外国人に対する偏見や差別などの人権問題も	しています。 < 施策の基本方針 > (修正無し) [6]外国人の人権問題 < 課 題 > 国際化が進むにつれて、さまざまな国籍の人が幅広い分野の職業に従事し、留学生も多数来日しており、町内にも26か国約200人（2017（平成29）年3月末現在）の外国人が暮らしています。 国際化が進む一方、言語や文化などの相互理解が不十分であることに起因し、外国人と日本人の間に誤解やトラブルを生じるといった問題があります。 また、外国人に対する偏見や差別などの人権問題も	・近年発生した差別事件の高裁判決の状況を追記
---	--	-------------------------------

生じています。特に、日本と朝鮮をめぐる歴史的経緯から、戦後日本にとどまることになった在日韓国や朝鮮の人々に対する差別的言動（ヘイトスピーチ*）の問題なども見受けられます。このような情勢の中、2016（平成 28）年に外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。 歴史的、地理的に関係の深いアジアの近隣諸国と日本との関係や歴史的経緯などに対する正しい認識、また、外国人に対する理解を促し、在住外国人も同じ地域の一員として、共に暮らすことのできる地域社会をつくる必要があります。 < 施策の基本方針 > （修正無し） [7]感染症に関する人権問題 < 課 題 > <u>ハンセン病は、非常に感染力が弱い感染症で、治療薬によって完治する病気ですが、過去において患者本人を隔離するなど極めて重大な人権侵害が続いてきました。1996（平成 8）年に「らい予防法」の</u>	生じています。特に、日本と朝鮮をめぐる歴史的経緯から、戦後日本にとどまることになった在日韓国や朝鮮の人々に対する差別的言動（ヘイトスピーチ*）の問題なども見受けられます。このような情勢の中、2016（平成 28）年に外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が施行されました。 歴史的、地理的に関係の深いアジアの近隣諸国と日本との関係や歴史的経緯などに対する正しい認識、また、外国人に対する理解を促し、在住外国人も同じ地域の一員として、共に暮らすことのできる地域社会をつくる必要があります。 < 施策の基本方針 > （修正無し） [10]さまざまな人権問題(その②) < 課 題 > ②H I V感染者・ハンセン病患者等の人権問題 <u>HIV 感染者*やハンセン病*患者（回復者）などに対する誤った知識や偏見から、病気を理由とした就職や入居の拒否などが起こっています。</u>	・略称法律名を追記 ・独立した項目として追加 ・HIV 感染者やハンセン病等の感染症に関する人権問題の社会状況や法律の趣旨を追記
--	--	---

<u>廃止、また、2008（平成20）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、ハンセン病回復者が良好かつ平穏な生活を送るための基盤整備や偏見と差別の解消等について、国や地方公共団体の責務が明記されました。</u> <u>また、HIV感染者（ヒト免疫不全ウイルス）*は、人の免疫に関わる細胞を破壊するウイルスで、HIVによる感染症が重症化した病態がエイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）と呼ばれます。現在は、治療法が確立されて、エイズの発症を防止することができるようになりました。</u> <u>さらに、新型コロナウイルス感染症については、感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり避難したりする差別や偏見、プライバシーの侵害にあたる事例も見られました。この感染症は、令和5年5月に5類に移行されました。</u> < 施策の基本方針 > <u>正しい情報に基づく行動が大切であり、誤解や偏見に基づく差別や人権侵害をなくすために必要な広報活動を行います。</u>	< 施策の基本方針 > <u>近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。これらの人権問題や今後新たに生じる人権問題について、複合的に絡み合う場合もあることから、一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権問題の解決にむけて取り組みます。</u>	・新たな項目を追加したことによる基本方針の文言修正
--	---	----------------------------------

[8]犯罪被害者等の人権 < 課 題 > <u>犯罪被害者は、犯罪という理不尽な行為による直接的な被害を受けるだけでなく、その後に生じるさまざまな問題（二次的被害）に苦しんでいます。国においては、犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を図り、支援していこうとする社会的な気運の高まりを受け、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、被害者の権利を明文化しました。</u> <u>本町では、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざして、2024（令和5年）に「熊取町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。</u> < 施策の基本方針 > <u>町では、犯罪被害に遭われた町民の方に対し、「熊取町犯罪被害者等支援条例」に基づき見舞金を支給することとなりました。また、被害者が抱えているさまざまな不安を解消すべく、関係機関と連携しながら相談を行います。</u>	[10]さまざまな人権問題（その①） < 課 題 > ①犯罪被害者やその家族の人権問題 <u>犯罪被害者は、犯罪という理不尽な行為による直接的な被害を受けるだけでなく、その後に生じるさまざまな問題（二次的被害）に苦しんでいます。犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を図り、支援していこうとする社会的な気運の高まりを受け、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、被害者の権利を明文化しました。</u> < 施策の基本方針 > <u>近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。これらの人権問題や今後新たに生じる人権問題について、複合的に絡み合う場合もあることから、一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権問題の解決にむけて取り組みます。</u>	・独立した項目として追加 ・犯罪被害者に関する人権問題の社会状況や法律、条例の趣旨を追記 ・新たな項目を追加したことによる基本方針の文言修正
--	---	---

[9]インターネットによる人権問題 < 課 題 > 携帯電話、スマートフォンなどの急速な普及により、インターネットを通じた情報の収集や発信などのコミュニケーションの利便性は大きく向上しました。 その反面、特定の個人や団体、また不特定多数の者を誹謗中傷したり、差別を助長・誘発する情報が掲載されるなど、人権にかかわる問題が多数発生しており、性的な画像をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板などに公表する行為「リベンジポルノ*」や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*などを利用した「いじめ」、「プライバシーの流出」被害も発生しています。 また、多くの子どもたちも、自分たちの身近にあるスマートフォンや携帯ゲーム機など多様な機器を使用してインターネットを利用しており、使い方を誤ると日常生活に支障が出たり、友人関係のトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。 このようなことから、正しい知識、安全な使い方をすることが求められます。 < 施策の基本方針 >	[8]インターネットによる人権問題 < 課 題 > 携帯電話、スマートフォンなどの急速な普及により、インターネットを通じた情報の収集や発信などのコミュニケーションの利便性は大きく向上しました。 その反面、特定の個人や団体、また不特定多数の者を誹謗中傷したり、差別を助長・誘発する情報が掲載されるなど、人権にかかわる問題が多数発生しており、性的な画像をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板などに公表する行為「リベンジポルノ*」や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*などを利用した「いじめ」や「プライバシーの流出」被害も発生しています。 また、多くの子どもたちも、自分たちの身近にあるスマートフォンや携帯ゲーム機など多様な機器を使用してインターネットを利用しており、使い方を誤ると日常生活に支障が出たり、友人関係のトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。 このようなことから、正しい知識、安全な使い方をすることが求められます。 < 施策の基本方針 >	・ 新たな項目の追加による項目番号の修正
--	--	-----------------------------

誹謗中傷や差別の助長・誘発が人権侵害であると認識し、適切に対応ができるように、利用にあたってのモラルとマナーの啓発に取り組みます。 また、<u>ブログや掲示板、SNSなど、インターネットにおける人権を侵害する書き込み</u>について関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。	誹謗中傷や差別の助長・誘発が人権侵害であると認識し、適切に対応ができるように、利用にあたってのモラルとマナーの啓発に取り組みます。 また、<u>ブログや掲示板などへの人権を侵害する掲載</u>について関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。	・新たな発信ツールの追記
[10]北朝鮮による拉致問題 < 課 題 > 北朝鮮による拉致問題*は国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき問題となっています。 < 施策の基本方針 > <u>拉致問題の解決のために、国における外交をはじめとするさまざまな取り組みはもとより、私たちが関心を高めていく必要があります。町民一人ひとりが正しい理解と認識を深めるための情報提供や啓発活動に努めていきます。</u>	[10]さまざまな人権問題(その⑤) < 課 題 > ⑤北朝鮮当局による人権問題 北朝鮮による拉致問題*は国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき問題となっています。 < 施策の基本方針 > <u>近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。これらの人権問題や今後新たに生じる人権問題について、複合的に絡み合う場合もあることから、一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権問題の解決にむけて取り組みます。</u>	・独立した項目として追加 ・新たな項目を追加したことによる基本方針の文言修正

[11]性的マイノリティの人権問題 < 課 題 > <u>性のあり方は、身体または遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）、性自認（心の性）など、さまざまな要素があります。社会における男性・女性のあり方において身体の性と心の性の食い違いに悩みながら、社会の中で偏見や差別を受け、自分らしく生きることができないという人権問題が起きています。大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果からも、性的マイノリティに対する関心は他の人権課題と比べても高いとは言えず、理解や認識が不十分であることがうかがえます。</u> <u>一方、国においては、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されたことによって、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別の変更が可能となりました。</u> <u>さらに、2024（令和5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。内容としては、「不当な差別があつてはならない」、「事業主は労働者への普及啓発、就業環境の整</u>	[7]性的マイノリティの人権問題 < 課 題 > <u>性的指向及び性同一性障がいとは、いわゆる性的マイノリティ*などと呼ばれることがあります。「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことや、からだの性とおこころの性との食い違いから偏見や差別を受け、自分らしく生きることができないという人権問題が起きています。</u> <u>2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されたことによって、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別の変更が可能となりました。</u> <u>しかしながら、性的マイノリティの人権問題への認知度は低く、大阪府が2015（平成27）年度に実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果によれば、個別の人権問題の中での認知度は最下位となっています。正しい理解と認識を深め、多様な性のあり方が存</u>	・新たな項目の追加による項目番号の修正 ・令和5年に施行された「LGBT理解増進法」の内容を盛り込み加筆修正
---	--	---

備、相談機関の確保などを行い、理解増進に努める。」 <u>となっています。このような法整備などから正しい理 解と認識を深め、多様な性のあり方が存在することを 当たり前とし対応できる社会が求められます。</u> < 施策の基本方針 > <u>(1)偏見や差別意識をなくすための啓発</u> あらゆる機会を通じて、<u>偏見及び差別の解消を</u> 図るために啓発活動を行います。また、職員につい ても理解の浸透を図るための研修を行います。 <u>(2)当事者への配慮や相談支援</u> 行政が行う申請書やアンケートなどについても、 集計上必要な場合などを除き、性別の欄を記載しな い取り組みも進められています。また、相談を希望 する人に対し、相談窓口の周知を図るとともに、安 心して相談できるように相談支援体制の充実を図り ます。 <u>[12]災害時の人権問題</u> < 課 題 > <u>災害は人命、生活基盤や働く場を奪い、被災者は突 如として大きな困難に直面します。2011（平成 23）</u>	<u>在することを当たり前とし対応できる社会が求められ ます。</u> < 施策の基本方針 > <u>(1)偏見や差別意識をなくすための啓発</u> あらゆる機会を通じて、<u>誤解、偏見及び差別の解 消を図るために啓発活動を行います。また、職員に ついても理解の浸透を図るための研修を行います。</u> <u>(2)当事者への配慮や相談支援</u> 行政が行う申請書やアンケートなどについても、 集計上必要な場合などを除き、性別の欄を記載しな い取り組みも始まりつつあります。相談を希望する 人に対し、相談窓口の周知を図るとともに、安心し て相談できるように相談支援体制の充実を図りま す。 <u>[10]さまざまな人権問題(その⑧)</u> < 課 題 > <u>⑧震災に起因する人権問題</u> <u>2011（平成 23）年 3 月に発生した東北地方太平洋沖</u>	・独立した項目として追 加 ・令和 6 年発生 of 能登半 島地震について、加筆修
--	---	--

年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や2016（平成28）年4月に発生した熊本地震、2024（令和6）年1月に発生した能登半島地震により、多くの人が避難生活を余儀なくされています。これまでの災害の中で、避難行動時、避難所運営、復旧や復興過程において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などへの配慮不足や、災害から起こる風評被害など、さまざまな人権問題が顕在化しています。 < 施策の基本方針 > 災害時においても正しい情報と冷静な判断に基づき、一人ひとりが人としての尊厳を大切にする行動を取るよう、日頃から人権尊重の意識を持てるような情報発信、啓発を行います。 [13]人身取引 < 課 題 > 人身取引（トラフィッキング）*は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。人身取引が、その被害者に対して深刻な精	地震（東日本大震災）や2016（平成28）年4月に発生した熊本地震により、多くの人が避難生活を余儀なくされています。このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや風評などに基づく差別的取り扱いなどの人権問題が起きています。 < 施策の基本方針 > 近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。これらの人権問題や今後新たに生じる人権問題について、複合的に絡み合う場合もあることから、一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権問題の解決にむけて取り組みます。 [10]さまざまな人権問題 < 課 題 > ⑦人身取引（トラフィッキング） 人身取引（トラフィッキング）*は重大な犯罪であり、性的搾取、強制労働などを目的とした問題が起きていま	正。 ・新たな項目を追加したことによる基本方針の文言修正 ・独立した項目として追加 ・時代に合わせた文言修正
--	---	--

神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難です。 < 施策の基本方針 > 人身取引についての関心と理解を深めるため、広報等による周知を行います。 [14]平和に関する人権問題 < 課 題 > 平和とは、日常的に気をとめないかもしれませんが、しかしながら、戦争は、人々から生命、からだや心の健康、大切な家族、おだやかな生活など、さまざまなものを奪ってしまう人権問題です。 人権が尊重されることで平和が守られ、平和であることにより人権が守られます。平和と人権は密接な関係があります。 本町は、核兵器の廃絶と軍縮を願うために1984（昭和59）年に「平和都市宣言」を行いました。 現在、世界中のどこかで戦争や抗争が行われてお	す。 < 施策の基本方針 > 近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。これらの人権問題や今後新たに生じる人権問題について、複合的に絡み合う場合もあることから、一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権問題の解決にむけて取り組みます。	・新たな項目を追加したことによる基本方針の文言修正 ・ロシアウクライナ戦争など世界情勢を鑑み、新たに項目として追加。 ・本町において宣言した「平和都市宣言」を追記。 ・戦争などの人権問題として社会情勢を追記
---	--	---

り、平穏な生活に支障がでています。 ＜ 施策の基本方針 ＞ 本町では、平和に関する意識の高揚を図る機会を提供するため、平和に関するパネル展示や映画の上映を行うなど周知・啓発をしていきます。		・本町において実施している平和事業を基本方針として追記
[15]さまざまな人権問題 ＜ 課 題 ＞ ①ホームレスの人権問題 ホームレス*は、病気や寒さで生命の危険に向かいあっており、それに加えて、嫌がらせや集団暴行の対象になるという人権問題が起きています。 ②アイヌの人々の人権問題 アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。 ③刑を終えて出所した人々の人権問題 刑を終えて出所した人や家族に対する差別などが起きています。これらの人の社会復帰に際し、就職差別や、住居確保について困難な状況が存在してい	[10]さまざまな人権問題 ＜ 課 題 ＞ ③ホームレスの人権問題 ホームレス*は、病気や寒さで生命の危険に向かいあっており、それに加えて、嫌がらせや集団暴行の対象になるという人権問題が起きています。 ④アイヌの人々の人権問題 アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。 ⑥刑を終えて出所した人々の人権問題 刑を終えて出所した人や家族に対する差別などが起きています。これらの人の社会復帰に際し、就職差別や、住居確保について困難な状況が存在してい	・新たな項目の追加による項目番号の修正

ます。 < 施策の基本方針 > 近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。<u>これらやその他の人権問題</u>や今後新たに課題となる人権問題について、複合的に絡み合う場合もあることから、一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権問題の解決にむけて取り組みます。	ます。 < 施策の基本方針 > 近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。<u>これらの人権問題や今後新たに生じる人権問題</u>について、複合的に絡み合う場合もあることから、一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権問題の解決にむけて取り組みます。	・文言修正
--	--	--------------

第4次改訂版熊取町人権行政推進プランにおける人権課題について

- 現行プランの項目について、1～11については、大阪府人権施策推進基本方針を踏まえ、項目順を変更する。
- 項目12、13については、現行プランに記載している項目について引き続き掲載する。
- 項目14については、ロシアウクライナ戦争やパレスチナ地区ガザ地区における紛争等、世界情勢が不安定な状況を鑑み「戦争は最大の人権侵害」と考え、平和に関する項目を新規追加。
- 項目15については、誰一人取り残さないというSDGsの考え方から、これからの新たな人権課題を含み、これまでどおり「さまざまな人権課題」を掲載するものとする。

第4次プランの課題順		新旧対 照表頁	プラン 本文頁	備 考	第3次プランの課題順
1	男女の人権問題	3～	2～	ワーク・ライフ・バランスや困難女性に関わる項目を追加。	1 同和問題
2	子どもの人権問題	6～	5～	令和4年度施行「子どもの権利に関する条例」の内容を反映。	2 高齢者の人権問題
3	高齢者の人権問題	8～	7～		3 障がい者の人権問題
4	障がい者の人権問題	11～	10～	「障がい者差別解消法」にかかる令和6年度スタートの法改正内容「合理的配慮の提供の義務化」などを踏まえ加筆修正。	4 子どもの人権問題
5	同和問題	12～	12～	課題の後半について、文章を整え、府民意識調査の最新結果を反映し修正。	5 男女の人権問題
6	外国人の人権問題	14～	15～		6 外国人の人権問題
7	感染症に関する人権問題	15～	17～	現プランの「さまざまな人権問題」から項目を独立し、新型コロナウイルス感染症も含め名称変更	7 性的マイノリティの人権問題
8	犯罪被害者等の人権問題	17～	17～	現プランの「さまざまな人権問題」から項目を独立し、令和5年度施行「犯罪被害者等支援条例」の内容を反映	8 インターネットによる人権問題
9	インターネットによる人権問題	18～	18～		9 個人情報の保護
10	北朝鮮による拉致問題	19～	19～	現プランの「さまざまな人権問題」から項目を独立し、啓発活動を施策の基本方針として記載。	10 さまざまな人権問題
11	性的マイノリティの人権問題	20～	20～	令和5年度施行「LGBT理解増進法」の内容を反映し加筆修正。	(1) 犯罪被害者やその家族の人権問題
12	災害時の人権問題	21～	21～	現プランの「さまざまな人権問題」から項目を独立し、「震災に起因する人権問題」から名称変更。啓発活動を施策の基本方針として記載。	(2) HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題
13	人身取引	22～	21～	現プランの「さまざまな人権問題」から項目を独立し、啓発活動を施策の基本方針として記載。	(3) ホームレスの人権問題
14	平和に関する人権問題	23～	22～	【新規項目】世界情勢を鑑み追加。	(4) アイヌの人々の人権問題
15	さまざまな人権問題	24～	23～		(5) 北朝鮮当局による人権問題
(1)	ホームレスの人権問題				(6) 刑を終えて出所した人々の人権問題
(2)	アイヌの人々の人権問題				(7) 人身取引（トラフィッキング）
(3)	刑を終えて出所した人々の人権問題				(8) 震災に起因する人権問題

…第3次プランの「さまざまな人権問題」から項目を独立させたもの

改訂等スケジュール

資料 5

※第3次熊取町人権行政推進大綱・第4次熊取町人権行政推進プラン改訂等スケジュール

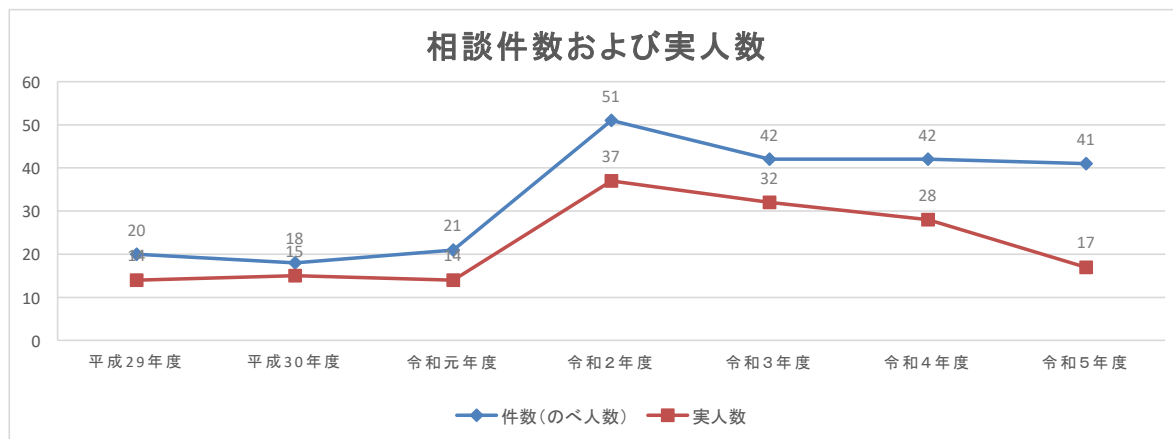
	年・月	項 目	
1	令和6年3月5日	令和5年度第1回熊取町人権擁護審議会開催	
2	令和6年3月～ 6月	第3次改訂版熊取町人権行政推進大綱 第4次改訂版熊取町人権行政推進プラン 検討及び素案の作成	
3	7月9日(火) 14:00～	令和6年度第1回熊取町人権擁護審議会開催 ①熊取町から審議会に対して諮問 ②素案の提示及び審議 第3次改訂版熊取町人権行政推進大綱 第4次改訂版熊取町人権行政推進プラン	
4	7月下旬～ 8月上旬	審議会委員から意見聴取	
5	8月中旬	意見反映のうえ取りまとめ	
6	8月下旬	役場庁内への意見照会	
7	9月上旬	役場庁内への意見を取りまとめ	
8	10月1日(火) 14:00～	令和6年度第2回熊取町人権擁護審議会開催 ○検討案の提示及び審議 第3次改訂版熊取町人権行政推進大綱 第4次改訂版熊取町人権行政推進プラン	
9	12月初旬	議員説明	
10	12月中旬～下旬	パブリックコメントの実施	
11	1月	最終案の作成	
12	1月中旬	最終案による意見聴取(審議会委員) 郵送にて最終案送付	
13	1月下旬 ～2月中旬	最終案による意見聴取によるとりまとめ	
14	2月中旬～下旬	審議会答申	
15	2月下旬～3月	大綱・プランの改訂	
16	3月	公表	

人権相談実績について

1. 相談実績概要

(1) 相談件数および実人数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(のべ人数)	20	18	21	51	42	42	41
実人数	14	15	14	37	32	28	17



※令和2・3年度はコロナ禍による相談人数の大幅増となり、令和4年度においては前年度より減少傾向だが、コロナ禍以前に比べ相談数は増加傾向にある。相談時間も長時間となることが多く、相談内容也多岐にわたる。
 ※令和5年度～課に相談員配置無し(課員増員)。

(2) 男女別件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
女性	17	16	20	49	40	39	38
男性	3	2	1	2	2	3	3
合計	20	18	21	51	42	42	41

(3) 相談種別件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面接	13	11	5	28	14	31	25
電話	7	7	15	21	26	11	15
その他	0	0	1	2	2	0	1
合計	20	18	21	51	42	42	41

※「その他」について・・・令和元年度(1件):他課からの相談

令和2年度(2件):他課からの相談およびメールでの相談

令和3年度(2件):他課・議員からの情報提供

令和5年度(1件):他課からの情報提供

(4) 年齢別件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
20歳未満				1			1
20代		1	4	2		2	1
30代			3	7	3	3	2
40代	7	3	1	6	2	6	4
50代	4	6	7	9	10	5	6
60代	1		1	2	4	16	
70代				14	16	6	11
80歳以上				2	1		2
不明	8	8	5	8	6	4	14
合計	20	18	21	51	42	42	41

(5) 相談内容別件数

相談内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①同和問題							
②障がい者	3			2			1
③高齢者							
④子ども							
⑤外国人	1						
⑥HIV感染者							
⑦ハンセン病							
⑧職業・雇用		1	3	3	1	1	1
⑨野宿生活者							
⑩女性	12	11	6	3	6	20	
⑪男性						1	
⑫DV(配偶者間)	2	2	7	24	12	12	11
⑬DV(デートDV)							
⑭DV(配偶者以外から)		1	4	6	1		1
⑮性的マイノリティ							
⑯刑期を終えて出所した人々							
⑰近隣トラブル						1	2
⑱自己の悩み							
⑲その他※	2	3	1	13	22	7	25
合計	20	18	21	51	42	42	41

※「その他」の相談内容については、心理的な不安等に関する相談が多い

○人権擁護条例

平成 7 年 3 月 31 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「法の下での平等」を定める日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、人間の尊厳が侵されることがなく何人も基本的人権が真に保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の自主性を尊重し人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 町は、人権擁護の諸施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 5 条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権関係団体等との協力及び指導者の育成強化など、啓発事業の取り組みと組織の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(意識調査等の実施)

第 6 条 町は、前 2 条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 町は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国、府及び人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 8 条 町に、第 6 条の調査、その他人権擁護に関する重要事項を調査審議する機関として、人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の運営に関する事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

○人権擁護審議会規則

平成 8 年 3 月 7 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、人権擁護条例(平成 7 年条例第 2 号。以下「条例」という。)第 8 条第 2 項の規定に基づき、人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、条例第 6 条に規定する意識調査、その他人権擁護に関する重要事項を調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員がその本来の職を失ったときは、その職を失う。

(役員)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 議長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、人権擁護審議会主管課において行う。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 4 号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 10 月 7 日規則第 21 号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 11 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 6 号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 9 号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 20 日規則第 3 号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。